

国会公契第 43 号
国官技第 476 号
令和 7 年 3 月 12 日

各地方整備局 総務部長 殿
企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿

大臣官房 会計課長
技術調査課長
(公印省略)

工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）

建設業の働き方改革を推進する観点から、「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 6 年 3 月 6 日付け国会公契第 30 号、国官技第 374 号）により、週休 2 日の確保にあたって必要となる費用の計上を行っているところであるが、週休 2 日工事の取組状況等を踏まえ、令和 7 年度以降に発注する週休 2 日工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

記

1. 用語の定義

（1）週休 2 日

- ①完全週休 2 日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- ②月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ③通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

2. 週休2日の達成判断

- ①完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- ②月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。
- ③通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。
- ④なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休2日交替制適用工事の試行について」（令和7年3月12日付け国会公契第44号、国官技第477号）に基づき、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。

(1) 完全週休2日（土日）Ⅰ型

受注者が、完全週休2日（土日）の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休2日は必須）

(2) 完全週休2日（土日）Ⅱ型

受注者が、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取り組みについて工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日は必須）

4. 積算方法等

(1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

【完全週休 2 日（土日）適用工事】

- ・ 労務費 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 1. 0 3

【月単位の週休 2 日適用工事】

- ・ 労務費 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 1. 0 1
- ・ 現場管理費率 1. 0 2

（2）補正方法

①完全週休 2 日（土日）Ⅰ型

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休 2 日（土日）の取組について協議することを明記するとともに、完全週休 2 日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後に完全週休 2 日（土日）が未達成のもの又は完全週休 2 日（土日）の取組を希望しないものは、月単位の週休 2 日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休 2 日が未達成のものについては、月単位の週休 2 日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が月単位の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休 2 日（土日）に関する点数を減ずる措置は行わない。

②完全週休 2 日（土日）Ⅱ型

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日の取組について協議することを明記するとともに、完全週休 2 日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後に完全週休 2 日（土日）が未達成のもの又は完全週休 2 日（土日）の取組を希望しないものは、月単位の週休 2 日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休 2 日が未達成のもの又は月単位の週休 2 日の取組を希望しないものについては、月単位の週休 2 日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が通期の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日に関する点数を減ずる措置は行わない。

附 則

- 1 本通知は、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事に適用する。
- 2 「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 6 年 3 月 6 日付け国会公契第 30 号、国官技第 374 号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

国 技 建 管 第 6 号
令和 7 年 3 月 12 日

各地方整備局

企画部 技術調整管理官 殿

北海道開発局

事業振興部 技術管理企画官 殿

沖縄総合事務局

開発建設部 技術企画官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
(公印省略)

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上については、「市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 6 年 3 月 6 日付け国技建管第 9 号）により、補正係数を設定しているところである。

「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 7 年 3 月 12 日付け国会公契第 43 号、国官技第 476 号）及び「週休 2 日交替制適用工事の試行について」（令和 7 年 3 月 12 日付け国会公契第 44 号、国官技第 477 号）が通知されたことから、市場単価方式による積算にあたっての補正方法を下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 積算方法

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

2. 適用

- (1) 本通知は、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事に適用する。
- (2) 「市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 6 年 3 月 6 日付け国技建管第 9 号。以下「旧通知」という。）は廃止する。
ただし、令和 7 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

国 技 建 管 第 7 号
令和 7 年 3 月 12 日

各地方整備局

企画部 技術調整管理官 殿

北海道開発局

事業振興部 技術管理企画官 殿

沖縄総合事務局

開発建設部 技術企画官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
(公印省略)

土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）

土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上については、「土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 6 年 3 月 6 日付け国技建管第 10 号）により、補正係数を設定しているところである。

「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 7 年 3 月 12 日付け国会公契第 43 号、国官技第 476 号）及び「週休 2 日交替制適用工事の試行について」（令和 7 年 3 月 12 日付け国会公契第 44 号、国官技第 477 号）が通知されたことから、土木工事標準単価による積算にあたっての補正方法を下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 積算方法

土木工事標準単価を活用した週休 2 日の取得に要する費用の計上にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

2. 適用

- (1) 本通知は、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事に適用する。
- (2) 「土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 6 年 3 月 6 日付け国技建管第 10 号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02